

# 福島県吹奏楽コンクール実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

**第1条** この大会は「福島県吹奏楽コンクール」という。

(実 施)

**第2条** 福島県吹奏楽コンクール(以下、県大会)は、各支部大会から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。

(各支部大会)

**第3条** 選出母体たる支部大会は、次の通りとする。

- (1) 県北支部大会                      (2) 県南支部大会                      (3) 会津支部大会  
(4) いわき支部大会                      (5) 相双支部大会

(会場・日時)

**第4条** 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会(以下、常任理事会)で決める。

2 常任理事会は、前年度の6月末日までに、実施会場及び日時を決める。

## 第2章 実施部門及び参加人員

(実施部門)

**第5条** 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する一つの部門に参加できる。

- (1) 小学校の部      (2) 中学校の部                      (3) 中学校小編成の部  
(4) 高等学校の部      (5) 高等学校小編成の部      (6) 大学の部                      (7) 職場・一般の部

2 中学校の部と高等学校の部は、第一部と第二部に分けて実施する。

(参加人員)

**第6条** 各部門の参加人員は次の通りとする。

- (1) 小学校の部 ..... 自 由  
(2) 中学校の部第一部 ..... 50名以内  
(3) 中学校の部第二部 ..... 自 由  
(4) 中学校小編成の部 ..... 25名以内  
(5) 高等学校の部第一部 ..... 55名以内  
(6) 高等学校の部第二部 ..... 自 由  
(7) 高等学校小編成の部 ..... 30名以内  
(8) 大学の部 ..... 55名以内  
(9) 職場・一般の部 ..... 65名以内

2 支部大会の参加申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

## 第3章 資 格

(参加資格)

**第7条** 参加資格は、福島県吹奏楽連盟(以下、県吹連)に登録された団体で次の通りとする。

(1) 小学校の部

団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。

(2) 中学校の部・中学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校の児童の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度1・2年生の部員が20名以内の団体、もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(3) 高等学校の部・高等学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度1・2年生の部員が25名以内の団体、もしくは各県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童、中学校及び高校生生徒の参加は認める。)

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第3項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 加盟団体が、同一部門に重複して参加することは認めない。

3 同一奏者が、その年度内に二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

4 課題曲、自由曲は同一メンバーが演奏しなければなせない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

5 3年連続して全日本吹奏楽コンクールに出場した団体は、その翌年の県大会に参加することができない。

(指揮者)

**第8条** 指揮者の資格については制限しないが、課題曲、自由曲とも同一人が指揮をすること。

2 同一指揮者が、同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、大学、職場・一般の部を除く。

(入賞取消)

**第9条** 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞取り消すことができる。

#### 第4章 課題曲・自由曲及び演奏時間

(編成)

**第10条** 課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。

2 自由曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)、その他スコアに指定された編成で演奏すること。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープ、曲中のスキヤット(声)は認める(歌詞は不可)。

(審査)

**第11条** 出場団体は、課題曲1曲及び自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし、小学校、中学校の部第二部及び高等学校の部第二部(以下、第二部)、中学校の部小編成の部及び高等学校小編成の部(以下、小編成)は、自由曲のみで審査を受ける。

(課題曲)

**第12条** 課題曲は、全日本吹奏楽連盟で決定されたその年のものを用いる。

(演奏曲目)

**第13条** 課題曲及び自由曲は、支部大会に用いたものとする。

(著作権)

**第14条** 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで県大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

**第15条** 演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学校、第二部及び小編成の出場団体は、自由曲のみ7分以内とする。

2 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。ただし、小学校、第二部及び、小編成は、自由曲の演奏開始から終了までの時間をいう。

(失格)

**第16条** 演奏時間が、超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(演奏順序)

**第17条** 演奏順序及び部門の順序は、その年の常任理事会で決定する。

## 第5章 表彰及び代表

(審査員)

**第18条** 審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 審査員は7名とする。
- 3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

**第19条** 表彰は各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(代表)

**第20条** 受賞団体の中より次の数の団体を全日本吹奏楽コンクール東北大会（以下、東北大会）に推薦する。

- (1) 小学校の部 …………… 3団体
- (2) 中学校の部(第一部) …………… 4団体
- (3) 中学校小編成の部 …………… 2団体
- (4) 高等学校の部(第一部) …………… 4団体
- (5) 高等学校小編成の部 …………… 2団体
- (6) 大学の部 …………… 1団体
- (7) 職場・一般の部 …………… 2団体

- 2 前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、東北大会までシード団体として参加できる。ただし、3年連続して上記大会に出場して、3年目に金賞を受賞した団体は、当該年度の東北大会に参加できないが、その翌年東北大会に参加できる。

## 第6章 支部代表

(支部代表)

**第21条** 各支部は、県大会開催の2週間前以前に支部大会を実施し、各部門の代表団体を決定して、県事務局及び県大会開催支部に報告しなければならない。

- 2 大学、職場・一般の部は、支部大会を経ないで県大会に出場することができる。
- 3 当面、相双支部加盟団体は、支部大会を経ないで県大会に出場することができる。

(推薦団体)

**第22条** 各支部の各部門別の代表は、次の方法によって選出する。

(1) 選出方法

県大会に各支部より選出する団体はシード団体を除き、当該年度の各支部大会の参加申込団体数を勘案して、第1回常任理事会で定める。ただし、参加申込団体数とは5月末日まで県事務局に参加申込書を提出した団体数をいう。ただし、第二部は支部大会のみの出場とする。

(シード団体)

**第23条** 前年度東北大会に出場した団体は、本年度の県大会に出場できる。ただし、支部大会にも出場しなければならない。

- 2 シードされた団体が出場を辞退した場合は、その支部の代表団体に補充することはできず、欠員としなければならない。

(参加費用)

**第24条** 県大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

## 第7章 その他

(共催・後援・協賛)

**第25条** 県大会実施に当って常任理事会が必要と認めた場合は、共催、後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催、後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

**第26条** 県大会の実行委員は、県事務局と主管支部の役員があたる。

(実施要項)

**第27条** その他開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

**第28条** この規定は常任理事会の議により改定ができる。

付則 この規定は、平成 7年5月16日より実施する。

この規定は、平成 8年5月14日より改正実施する。

この規定は、平成10年5月12日より改正実施する。

この規定は、平成12年2月22日より改正実施する。

この規定は、平成14年4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成15年4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成17年4月 1日より改正実施する。

この規程は、平成19年6月 4日より改正実施する。

この規定は、平成21年4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成22年4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成23年5月 8日より改定実施する。

この規定は、平成25年4月 1日より改定実施する。

## 福島県吹奏楽コンクール審査内規

**第1条** この内規は、福島県吹奏楽コンクール実施規定に基づき審査及び判定について定めるものである。

**第2条** 審査員は、課題曲と自由曲とを『芸術性』と『技術性』の項目に分けて、10段階で評価する。

評価点は、点数を加算して、総合点で審査する。

**第3条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された県事務局と審査係によって処理する。

**第4条** 審査処理は、審査員の評価に基づき各部門ごとに、金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。

ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。

**第5条** 福島県代表の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 課題曲と自由曲との評価点数を加算して、総合点の高い団体を代表とする。

(2) (1)で決着つかない場合は、審査員の再投票で決める。

**第6条** 第5条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

**第7条** 小学校、中学校、高等学校の部門ごとに優秀1団体と、大学、職場・一般の中から優秀1団体を  
選考して、福島県知事賞を贈る。

**第8条** 審査表は、出演団体に当日渡し、審査一覧表は後日出演団体に送付する。

**第9条** この内規は、理事会の議により、改定することができる。